

地方での設備投資を計画している皆様へ

特別償却最大50% **税額控除最大5%**

地域未来投資促進税制のご紹介

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引するチャレンジを、税金、融資、土地利用の規制や手続きなど、国をあげて幅広く支援します。

令和7年度の税制改正で期限が**2028年3月31日**までに延長されました
一方で、サプライチェーン類型が無くなり、設備投資額が引き上げられました。

課税の特例の内容・対象

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|------------------|------|------|
| 機械装置・器具備品 | 35% | 4% |
| 上乗せ要件を満たす場合 ※ | 50% | 5% |
| 建物・附属設備・構築物 | 20% | 2% |

※上乗せ要件

・直近事業年度の付加価値額
増加率8%以上かつ1億円
以上の付加価値を創出

・労働生産性伸び率4%以上
かつ投資収益率5%以上
等

【NEW】

※新たな上乗せ要件が追加

承認地域経済牽引事業がその地域で一定の条件を満たすもの
として指定された業種に該当すること又は該当する事業を行
う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当する等

手続き

都道府県による事業計画の承認と、国による課税特例の確認が必要になります。

1 都道府県による

地域経済牽引事業計画の承認

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する
経済的効果

**工事着工前・設備取得前
に承認を受ける必要あり**
早めにご相談ください。

2 国による課税特例の確認

- ①先進性を有する事
- ②労働生産性伸び率、または、投資収益率が一定水準以上
になることが見込まれる事
- ③設備投資額：1億円以上
- ④設備投資額が前年度減価償却費25%以上
- ⑤対象事業の売上高伸び率がプラス
かつ過去5年度の対象事業の市場規模伸び率より5%以上高い



税理士法人 日本経営

<https://nktax.or.jp/>

活用事例紹介

地域活性化につながる設備投資にあたり、地域未来投資促進税制を活用することで、新規事業展開の山場である**投資初期のキャッシュフローを改善**しています。

酒造会社グループによる観光誘客施設拠点の新設

石田屋二左衛門株式会社

(福井県永平寺町・平成30年3月承認)

- 酒造会社グループの中核を担う同社は、新たな観光客誘致を図るため、発酵文化の魅力を体験できる観光施設の設置を検討。
- 事業実施場所が農用地区域であったことから、農地転用許可等の手続に関する配慮規定を活用し、農地転用許可等を実現。
- 施設の建設に当たっては、地域未来投資促進税制等を活用することで、投資初期キャッシュフロー等を改善。



医薬品製造メーカーによる製薬工場の新設

ダイト株式会社

(富山県富山市・平成29年11月承認)

- 医薬品製造を営む同社は、市場の急速な拡大が見込まれる抗がん剤等の高性能薬剤の製造へ参入するため、製薬工場の新設を検討。
- 治験のための試作・薬剤の本格生産・包装まで、一貫して実施可能な体制を整備。
- 工場の建設に当たっては、地域未来投資促進税制を活用することで、投資初期のキャッシュフローを改善。



木材加工業者による合板製造工場の新設

株式会社キーテック

(山梨県身延町・平成30年3月承認)

- 木材加工を営む同社は、針葉樹合板の旺盛な需要に対応するため、丸太の調達エリアである山梨県に合板製造工場を新設。
- 原料の安定供給・製造工程の効率化を図り、生産能力を向上。中央自動車道などの道路網を利用して、消費地である首都圏に迅速な配送する。
- 工場の建設に当たっては、地域未来投資促進税制等を活用することで、投資初期のキャッシュフロー等を改善。



「地域未来投資促進法に基づく支援措置」令和3年10月時点
経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課資料より

適用可能であれば、適用を受けることで大きなメリットがある施策ですが、**工事着工前・設備取得前に承認を受ける必要があります。早めにご相談ください。**

税理士法人 日本経営